

1 豊 障 号 外

令和 2 年 3 月 1 3 日

障害福祉サービス事業所関係機関 各位

豊橋市福祉部障害福祉課長

(担当：福祉サービス G)

一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用する場合の取扱いについて（通知）

日頃は、本市福祉行政にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

今年度、豊橋市障害者自立支援協議会就労支援専門部会にて協議の上、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 平成 30 年 7 月 30 日付障障発 0730 第 2 号「就労定着支援の円滑な実施について」及び令和元年 11 月 5 日付障障発 1105 第 1 号「就労移行支援事業の適切な実施について」を踏まえ、一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用する場合の取扱いを改訂いたしました。つきましては、下記のとおり取り扱うことといたしますので、よろしくお願いたします。

## 記

### 1. 国の Q & A について

【障害福祉サービスに係る Q & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）平成 19 年 12 月 19 日付】

問 8 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することができるか。

(答)

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。
2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もおり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要性がある場合も考えることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。

① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

## 2. 豊橋市の取扱い

### (1) 対象サービス（以下「日中活動サービス」という）

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護

### (2) 利用要件

次のア及びイの要件を満たす場合

ア 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

イ 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると豊橋市が認めた場合

上記イの「豊橋市が認めた場合」とは、次のアからウを全て満たす場合

ア 勤務先の勤務時間が週30時間未満の場合

イ 施設の利用時間が1回あたり3時間以上利用予定の場合

ウ 豊橋市の定める(3)判断基準と照らし合わせ必要性が認められると判断する場合

### (3) 判断基準

勤務時間に応じた下記の判断基準と照らし合わせ、事業所から提出される別紙「一般就労している者の日中活動サービス利用にかかる協議書」、個別支援計画、サービス等利用計画等より、次項のアからエを踏まえて、必要性を判断する。

[勤務時間が20時間未満の場合]

- ・体力的な面からこれ以上の勤務が困難等の理由があれば、基本的に日中活動サービスの利用を認める。

[勤務時間が20時間以上30時間未満の場合]

- ・短時間労働者ではあるが、週5日の勤務で働いている者については一定の能力があることが想定されるため、安易な日中活動サービスの利用は認めない。ただし、能力が低い、働き始めて間もない等の理由により、日中活動サービスに通うことでさらに勤務時間が長くなる等が見込める場合は利用を認める。

ア 日中活動サービス（就労移行支援を除く）の利用にあつては、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は就労定着につながるか否か。就労移行支援にあつては、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。

イ 事業所において一般就労のアフターフォローや余暇的な利用だけでなく、訓練目的等をもって支援がなされるか否か。

ウ 働きながら日中活動サービスを利用することが加重的な負担にならないか。

エ 他のサービスや支援機関ではなく、日中活動サービスを利用することが適当であるか否か。

#### （４）利用日数

原則、週あたりの勤務日数と日中活動サービス利用日数を合わせて週５日以内  
ただし、勤務と日中活動サービス利用を同日で行う場合１日と換算

##### 【例①】

月～金の週５日、３時間（９時～１２時）の勤務の場合

⇒ 月～金の午後１時から４時３０分の利用など、最大週５日の利用が可能。

##### 【例②】

月～水の週３日、１日あたり７時間３０分（９時から１７時３０分、休憩１時間）の勤務の場合

⇒ 月、火、水は日中働いているため、木・金の利用など、週２日の利用が可能

#### （５）支給期間

一般就労後の支給期間は、原則「１年」とする。

## (6) 手続き

- ① 一般就労している障害者が新たに日中活動サービスの申請をする場合、利用者本人は、障害福祉課窓口にて日中活動サービスの申請を行う。就職した後も引き続き日中活動サービス事業所を利用する場合は本人の申請は不要。ただし、日中活動サービスの有効期限が切れる場合、サービス更新の手続きは必要。
- ② 別紙「一般就労している者の日中活動サービス利用にかかる協議書」、個別支援計画を日中活動サービス事業所が作成し、障害福祉課へ提出する。
- ③ 相談支援事業所は、一般就労している障害者が新たに日中活動サービスの申請をする場合はサービス等利用計画案に、就職した後も引き続き日中活動サービス事業所を利用する場合はサービス等利用計画に、日中活動サービス利用の必要性を明記し、障害福祉課へ提出する。

## (7) 留意事項

- ア 一般就労した利用者のうち、標準利用期間が設定されている就労移行支援、自立訓練の利用者については、標準利用期間を超える更新をすることはできないこと。
- イ 別紙協議書、個別支援計画等に変更が生じた場合は、速やかに障害福祉課へ変更をした別紙協議書、個別支援計画等を提出すること。
- ウ 労働基準法等関係法令を遵守すること。

## (8) 現在支給決定を受けている利用者についての経過措置

現在支給決定を受けている利用者については、従前の取扱いを基に判断し、支給期限として令和3年3月31日までの支給の更新を認める。ただし、標準利用期間が設定されている就労移行支援、自立訓練の利用者については、標準利用期間を超える更新はできない。(更新時には、別紙「一般就労している者の日中活動サービス利用にかかる協議書」、個別支援計画の提出は必要)

すでに令和3年3月31日以降の有効期限で支給決定されているものは、支給決定されている期限までの利用を認める。

担当：豊橋市役所 福祉部  
障害福祉課 福祉サービスグループ 今野  
TEL 0532-51-2697 FAX 0532-56-5134